

～ 令和2年4月1日から使用料が変更になります ～

1. まなびや館 使用料

名 称	定 員	1 時間あたり使用料 (円)	全日 (円)
和室会議室	30人	600	5,400
教養文化室	30人	600	5,400
第 1 研修室	30人	600	5,400
第 2 研修室	15人	400	3,600

備考

1. 利用者が入場料を徴収する場合の使用料の額は、使用料に、次に掲げる割合を乗じて得た額とする。
  - (1) 入場料の最高額が3,000円未満の場合にあつては100分の150
  - (2) 入場料の最高額が3,000円以上の場合にあつては100分の200
2. 利用者が入場料を徴収しないで、商業宣伝、営業その他これに類する目的をもって利用するときの使用料の額は、使用料に100分の200を乗じて得た額とする。
3. 町内在住の方の利用する場合の使用料の額は、100分の50を乗じて得た額とする。  
ただし、1 及び 2 に該当する場合を除く。
4. 冷房又は暖房を使用する場合の使用料は、使用した時間の使用料に100分の40を乗じて得た額を加算する。
5. 許可を受けた利用時間帯を超えて利用した場合の使用料の額は、延長分の時間単価（1 時間未満は 1 時間）とする。